

公益社団法人長井教育会  
会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長井教育会（以下、「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものである。

(会費の種類及び金額)

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

- (1) 通常正会員は、年額2,000円とする。
- (2) 特別会員は、年額5,000円とする。
- (3) 賛助会員は、事業所及び個人等からなり、年額20,000円とする。
- (4) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会費等の納入)

第3条 会費の納入は、年1回とし、毎年度11月末日までに納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法は、原則として各地区委員が地区内会員から集金し、会が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
- 3 前項の振込の他、以下のいずれかの方法によることができる。
  - (1) 個人による金融機関を利用しての振込
  - (2) 郵便局を利用しての振込
  - (3) 事務局への納金

(中途入会の会費と納期)

第4条 会計年度の中途に入会した者は、当該年度分の会費として前項に定めた額を納入するものとする。

(会費の使途)

第5条 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。
- 2 この規程は、令和元年6月15日から施行する。